

第3章 循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制・再資源化の推進

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会活動は、生活環境の汚染・破壊を進展させ、廃棄物の大量発生、廃棄物の質の多様化、最終処分場のひっ迫などの問題を生じさせてきました。このような状況から平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

法律では、廃棄物・リサイクル対策は、第一に廃棄物などの発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品等の適正な再使用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）、第四に熱回収（サーマルリサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用が行わぬものについては適正な処分を行うという優先順位を念頭に置くこととしています。

将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、廃棄物などの発生抑制（リデュース）への取組を進めることが重要であり、マイバッグ等利用の推進や食べ残しの削減などの身近な取組により、県民一人ひとりに動機付けを行うとともに、技術指導や研修会の開催などを通じて、事業者による廃棄物の発生抑制が必要です。

また、不要となったものについては、資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切な再使用・再生利用の一層の促進も必要です。

1 一般廃棄物（ごみ）処理の現状

(1) 排出及び処理の状況

平成24年度におけるごみの総排出量は、約68万t（対前年比-0.3%）で、県民一人当たり一日862g排出していることになり、全国で少ない方から第3位の排出量となっています。（図2-3-1）

ごみ処理は、市町村が計画を定めて収集、処分をしており、燃えるごみは焼却処理、燃えないごみは埋立処分、再資源化できるごみは堆肥化などの方法により再資源化が行われています。（図2-3-2）

図2-3-1 ごみの総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移

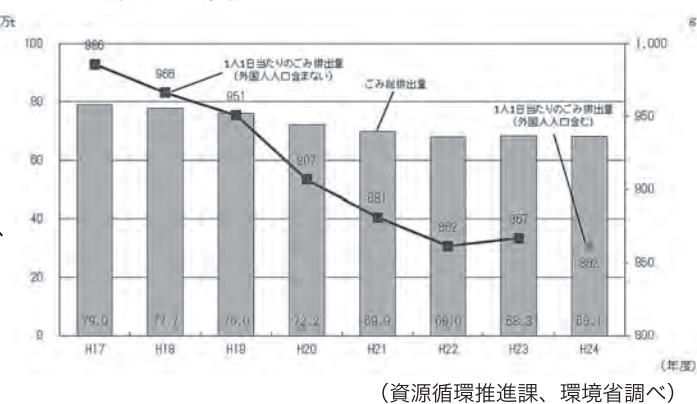
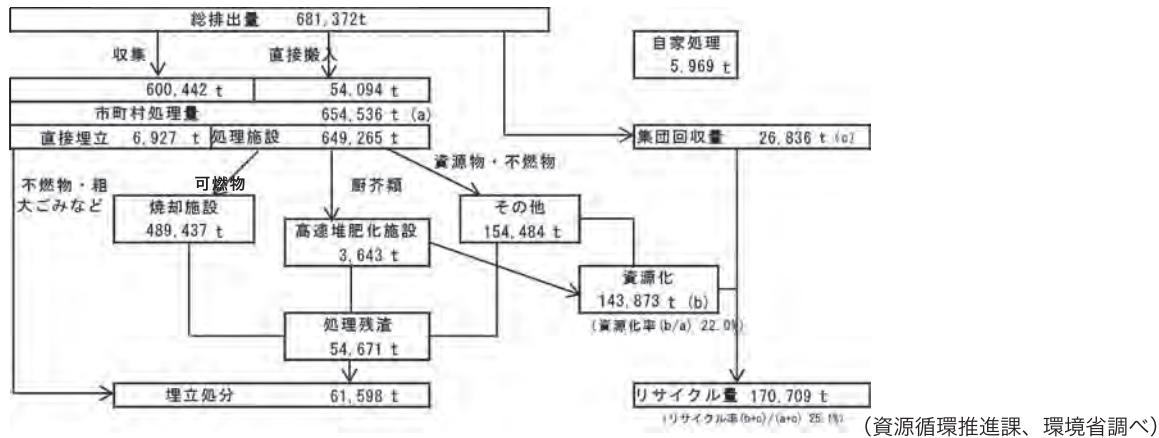


図2-3-2 ごみの排出及び処理状況（平成24年度）



(2) 処理施設の状況

県内のごみ処理施設の設置状況は、資料編 表2-3-1及び資料編 図2-3-3のとおりです。ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の残存容量の減少に対応するため、施設整備を計画的に進めていくことが必要ですが、用地の確保など困難な問題があり、その対応に苦慮している市町村もあります。

→「資料編：表2-3-1 ごみ処理施設数」p.145

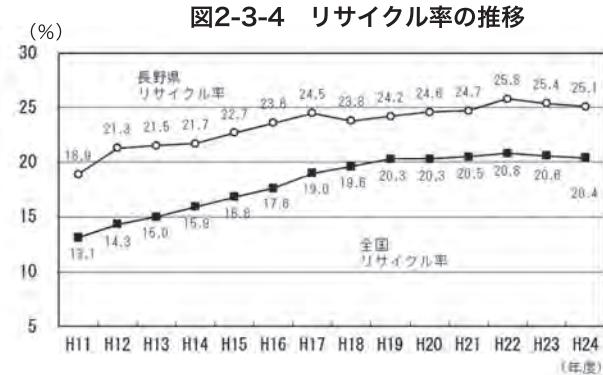
→「資料編：図2-3-3 ごみ処理施設の設置状況（平成25年4月1日現在）」p.145

(3) リサイクルの状況

平成24年度に県内市町村の処理施設において、資源化した量は約14万tで、これは、市町村が処理したごみの量の22.0%にあたります。

また、自治会などにより集団回収された量は、約2万7,000tで、これを加えた本県のリサイクル率は25.1%となり、全国で高い方から第7位のリサイクル率となっています。

リサイクル率の推移は図2-3-4のとおりです。



（資源循環推進課、環境省調べ）

→「資料編：図2-3-5 一般廃棄物排出量とリサイクル率の都道府県分布」p.146

2 一般廃棄物（し尿）処理の現状

(1) 排出及び処理の状況

平成24年度におけるし尿の排出量は、くみ取りし尿で約38万kℓ（計画収集量と自家処理量、浄化槽などの汚泥の量の合計）となっています。下水道、浄化槽などの普及により水洗化人口が増加し、し尿のくみ取りの計画収集人口及び収集量は年々減少しています。

→「資料編：図2-3-6 し尿の排出及び処理の状況」p.147

→「資料編：図2-3-7 し尿排出形態別人口の推移」p.147

(2) 処理施設の状況

し尿処理施設の設置状況は、資料編 図2-3-7のとおりです。浄化槽汚泥の増加や施設の老朽化に対応するため、今後とも、住民の理解を得ながら、計画的な施設整備を進めていく必要があります。

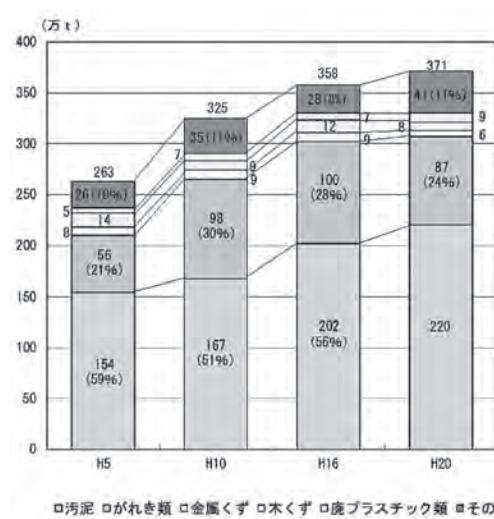
→「資料編：図2-3-8 し尿処理施設の設置状況（平成24年4月1日現在）」p.147

3 産業廃棄物処理の現状

(1) 排出量の状況

県で実施した産業廃棄物実態調査によれば、平成20年度の県内の産業廃棄物の排出量は年間371万t（農業系廃棄物及び鉱業における砂利洗浄汚泥除く）で、平成16年度の約1.04倍となっています。（図2-3-9）

図2-3-9 産業廃棄物の排出量の推移



(2) 処理施設の状況

県内の平成25年度末の産業廃棄物処理施設の設置許可状況は、中間処理施設497施設、最終処分場25施設となっています。

最終処分場の残存容量の推移は、資料編 図2-3-10に示すとおりです。産業廃棄物処理施設は、適正処理を行うために不可欠な施設であり、必要量に見合う処理施設の整備が求められています。

→「資料編：表2-3-2 中間処理施設(許可対象施設)の設置状況」p.148

→「資料編：表2-3-3 最終処分場の設置状況」p. 148

→「資料編：図2-3-10 産業廃棄物最終処分場残存容量の推移」p. 148

(3) 処理業者の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、排出事業者（工場、事業所）が自ら排出した廃棄物を適正に処理する責任を有しています。

しかし、自ら処理施設を確保することが困難となっていることから、知事などの許可を受けた産業廃棄物の処理業者に委託して処理を行うことが多くなっています。

平成25年度末の県内の処理業許可件数は延べ3,632件（長野市を除く）であり、平成24年度における処理業者による処理の実績（県内総受託量）は約291.1万tとなっており、平成23年度と比較して約31.3万t増加しました。（表2-3-4、図2-3-11、図2-3-12）

また、処理業者は、排出事業所から委託された産業廃棄物を適正に処理するために、新技術の習得、施設・設備の高度化に取り組むなど、処理技術の向上と経営体质の強化などを図る必要があります。

表2-3-4 産業廃棄物処理業者許可件数

（平成26年3月31日現在）

| 許可内容 | | 許可件数 |
|----------------|-----------|-------|
| 産業廃棄物収集運搬業 | | 2,993 |
| 産業廃棄物処分業 | 中間処理のみ | 281 |
| | 最終処分のみ | 2 |
| | 中間処理・最終処分 | 15 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | 327 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 中間処理のみ | 11 |
| | 最終処分のみ | 0 |
| | 中間処理・最終処分 | 3 |
| 合計 | | 3,632 |

（注）長野市分を除く。

（資源循環推進課調べ）

図2-3-11 処理業者による処理の実績（平成24年度）

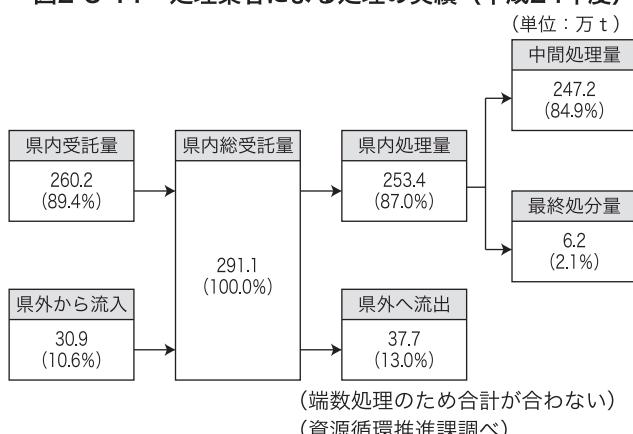
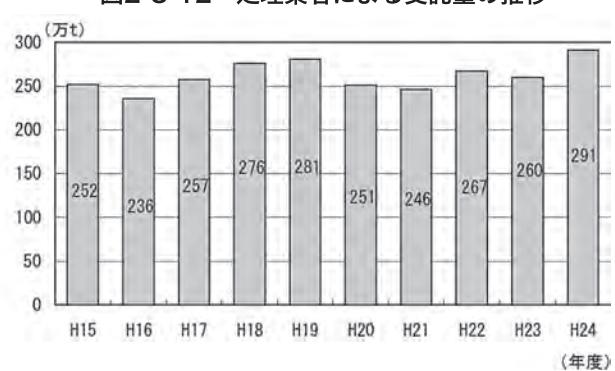


図2-3-12 処理業者による受託量の推移



* 中間処理→p.190

施策の展開

1 廃棄物の発生抑制の推進

(1) レジ袋削減県民スクラム運動

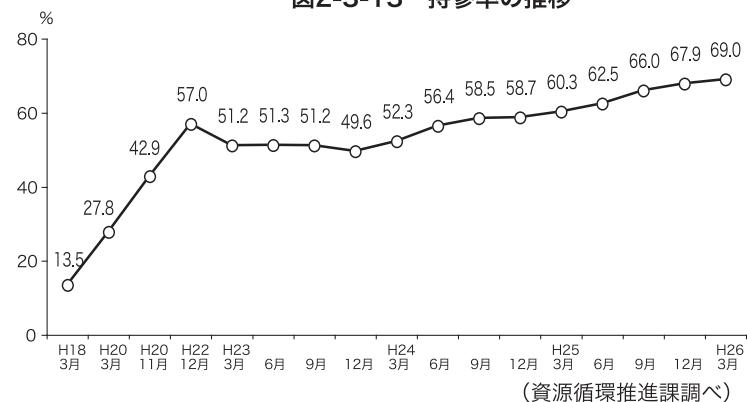
身近なレジ袋の削減をきっかけに、県民一人ひとりが生活全般に3Rの行動を広げることを目的として取り組んでいます。

平成24年9月に、レジ袋削減に最も効果のある「レジ袋無料配布中止」を知事が提唱しました。

その後「長野県レジ袋削減推進協議会」を設立して、事業者・消費者・行政で協議を開始し、できる地域・できる事業者から無料配布中止を実施し、取組の結果、マイバッグ等持参率が当初目標の60%を超えたことから、平成25年10月に事業者・消費者・行政それぞれの新たな目標を盛り込んだ「レジ袋削減協働アピール」を決定しました。消費者は3年以内にマイバッグ等持参率80%以上を、事業者はレジ袋総使用量前年度比減を、行政は両者の活動の積極的支援を目標としています。

今後も、生活に身近なリデュースの取組として、マイバッグ持参の意識が根付いていくことを目指します。

(図2-3-13)



(2) 食べ残しを減らそう県民運動

食品残さの発生抑制を図るため、特に食べ残しが多い宴会に焦点を当てた「宴会たべきりキャンペーン(通年)」を実施し、7月～9月及び12月～1月の宴会が多い期間を重点期間として取り組みました。

また、引き続き「食べ残しを減らそう」協力店の募集を行い、平成25年度末の協力店登録は279店舗となりました。

(3) 一般廃棄物の取組

市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」は、費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれ、排出量の抑制が期待されます。県では、市町村担当者意見交換会において有料化した市町村の効果検証資料の情報提供を行うなど、未導入市町村の有料化制度導入に向けて技術的な支援を行い、有料化による発生抑制を推進しています。平成25年度末現在の有料化制度導入市町村数は60市町村となっています。

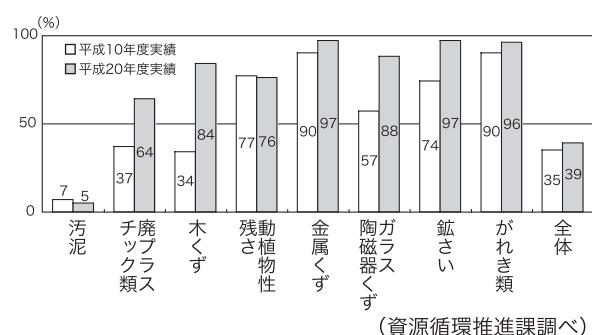
(4) 産業廃棄物の取組

産業廃棄物の排出量を抑制するためには、廃棄物処理・処分を考えるだけでなく、まず、産業廃棄物の発生抑制、減量化を図るとともに、リサイクルを徹底することが必要です。

産業廃棄物の種類別の再生利用率は図2-3-14のとおりであり、平成20年度の産業廃棄物全体で約39%と推計され、10年前(平成10年度)と比較して約4%上昇しています。

なお、産業廃棄物の排出量は図2-3-9で示したとおりです。

図2-3-14 産業廃棄物の種類別再生利用率



平成13年度からは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、産業廃棄物の年間の排出量が1,000t以上、又は、特別管理産業廃棄物の排出量が年間50t以上の事業者は、産業廃棄物の減量化などに関する計画を作成し、知事（長野市内は長野市長）に提出するとともに、計画の実施状況を報告することが義務付けられ、事業者から提出された処理計画及び実施状況の報告を公表しています。さらに、県では、平成21年度から「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」により、産業廃棄物の年間の排出量が500t以上の事業者まで対象を拡大し、排出事業者における産業廃棄物の減量化などに向けた自主的な取組を促進しています。

なお、平成25年度における計画の提出状況は表2-3-5のとおりです。

表2-3-5 多量排出事業者による計画の策定状況

(平成25年度)

| 区分 | 事業者数 |
|-----------|------|
| 産業廃棄物 | 343 |
| 特別管理産業廃棄物 | 58 |

(資源循環推進課調べ)

2 資源の循環利用の推進

(1) 各種リサイクル法による取組

ア 容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、消費者は分別派出し、市町村は分別収集し、事業者はリサイクルを行うという役割があります。

「第6期分別収集促進計画（計画期間：平成23年度～27年度）」に基づき、県民・事業者・行政が協働し「レジ袋削減県民スクラム運動」を展開しています。

イ 家電リサイクル法

使用済みのエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機などの家電製品は、適正に処理することが義務付けられています。平成25年度の県内指定引取所での廃家電の引取台数は、平成26年4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要の影響などにより、対前年度比16.8%増の約17万3,000台となりました。適正処理が行われるよう、市町村を通じた県民への制度周知や市町村との連携による不用品回収業者に対する指導を実施しています。

ウ 建設リサイクル法

一定規模以上の建築物の解体工事などに伴って排出されるコンクリートやアスファルト等の特定建設資材は、適正に分別されリサイクルされることが求められています。

対象となる建設工事が適切に施工されているかを監視するため、5月と10月に一斉パトロールを実施しています。

エ 食品リサイクル法

食品関連事業者などから排出される食品残さの発生抑制と再生利用により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルすることが求められています。

平成22年度から「食べ残しを減らそう県民運動」を展開し、また、平成25年度は食品関連事業者等を対象とした食品リサイクルループに関する講演会・意見交換会を開催しました。

オ 自動車リサイクル法

使用済自動車（廃自動車）のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者などが自ら製造・輸入した自動車が使用済になった場合に、フロン類、エアバッグ類及びシュレッダースト*を引き取ってリサイクル・適正処理することが義務付けられています。

使用済自動車のリサイクルに関する事業者は、知事などの登録・許可が必要であり、平成25年度末での県内の関連事業者数の状況は表2-3-6のとおりとなっています。

自動車所有者や関係事業者への普及啓発及び指導などを通じて、使用済自動車の確実なリサイクル・適正処理を促進しています。

* シュレッダースト→p.189

表2-3-6 自動車リサイクル法関連事業者数（県内）

(平成26年3月31日現在)

| 関連事業者 | 引取業 (登録) | フロン類回収業(登録) | 解体業 (許可) | 破碎業 (許可) |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 登録・許可数 | 1,448 | 222 | 109 | 44 |

(注) 長野市分を含む。

(資源循環推進課調べ)

力 小型家電リサイクル法

住民・市町村・認定事業者などの協力により、使用済小型家電に含まれる希少金属の再資源化の促進等を図ろうと、平成25年4月に施行されました。

平成25年度末、地域の実情に応じた回収方法により、使用済小型家電の回収が県内17市町村で始まりました。

(2) 信州リサイクル製品の利用促進

県内で発生する循環資源を活用して県内の事業所で製造加工された製品のうち、品質や安全などの基準を満たす製品を、県が認定して、製品の利用促進を図っています。

なお、平成23年度で新規募集を終了していますが、本制度は優良県産リサイクル製品の紹介や新たなりサイクル製品の開発に一定の効果をあげたと判断されていることから、後継制度を検討しています。

3 排出抑制・再資源化の総合的な取組

(1) 一般廃棄物の3Rの推進

ア 一般廃棄物処理実務セミナー

市町村が3Rを推進する際に直面する課題について、アンケート等によりニーズに応じたテーマを取り上げ、専門家等を講師として市町村等担当職員を対象としたセミナーを年1回開催しています。

平成25年度は、「一般廃棄物処理に係るコスト抑制について」を基本テーマとした基調講演や先進自治体の事例発表を行い、84名の参加がありました。

イ 市町村担当者意見交換会

市町村、一部事務組合、広域連合の廃棄物担当者を対象に、他自治体との情報交換などにより3Rを効果的に推進し、県に対する意見・要望等を施策に反映させるため、意見交換会を開催しています。

平成25年度は、8月から9月までに県内9箇所で開催し、187名の参加がありました。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

ア 長野県産業廃棄物3R実践協定

平成15年度に「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の制度を創設し、産業廃棄物の排出事業者又は処理業者が自主的な取組について県と協定を締結して、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理の一層の推進を図っています。この制度は、平成25年度から「長野県産業廃棄物3R実践協定」と改称し、より3Rの実践を重視した名称として、発生抑制によるコスト削減などの経済的メリットが実感できるよう提出様式などを工夫しています。平成25年度末現在の締結者数は148者となっています。

イ 産業廃棄物3Rサポート事業

産業廃棄物の排出事業者による自主的な取組を支援するため、フォーラム及びセミナーを開催しました。フォーラムは、「コストダウン・企業価値向上につながる廃棄物管理」を基本テーマとした基調講演や企業の事例発表を行い、排出事業者など100名の参加がありました。

セミナーは、排出される廃棄物の性状が類似している電気機械器具製造業などに事前アンケートを行い、産業廃棄物の3Rを推進する上で課題を抱えている9社が参加し、先進事例の紹介や

専門家による個別相談を実施しました。

(3) 県民による取組

ア きれいな信州環境美化運動推進事業

地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化の輪を県民運動として広げ、平成25年度は春・秋のキャンペーン期間中約24万人の参加により、ごみ拾いなど県全体をきれいにする運動を展開しました。

イ 3R推進月間における啓発

国では、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」として普及啓発活動を実施しています。県でもこの月間にあわせ、「長野県循環型社会推進大会」を開催し、一般県民約80名の参加がありました。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

1 適正処理の現状

産業廃棄物の適正処理を確保するため、改正廃棄物処理法が平成23年4月1日から施行され、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理票制度の強化、優良産廃処理業者認定制度の創設など、排出者責任の強化や処理業者の優良化が図られています。

なお、県では、産業廃棄物の処理に関して県・事業者・県民の責務を明らかにし、更に適正処理の確保に必要な規制と「産業廃棄物処理施設の設置等に関する手続きを定めた廃棄物条例」を平成21年3月1日から施行しています。

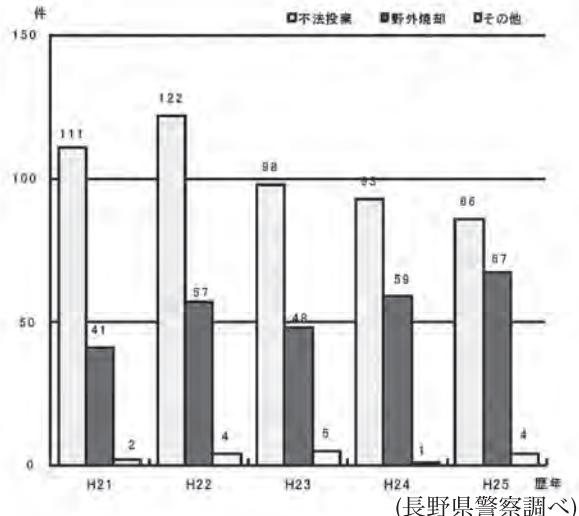
2 監視指導の現状

廃棄物の不法投棄防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、平成4年6月に不法投棄防止対策協議会設置要綱を定め、県下10広域圏単位に「廃棄物不法投棄防止対策協議会」を設置しました。この協議会により不法投棄防止のための巡回パトロールを実施するとともに、不法投棄監視連絡員100名によるパトロール、職員による夜間監視や空からのスカイパトロールも実施しています。

また、平成13年4月から不法投棄ホットラインを開設し、県民からの通報体制を整備するとともに、平成14年4月に県森林組合連合会、平成15年6月に県漁業協同組合連合会との不法投棄通報協定の締結、県職員が通勤途上や出張時に不法投棄を発見した場合の通報体制の確立など、早期発見のための通報体制を整え迅速な情報収集と早期の対応を図っています。

県警察本部においては、平成17年度から生活保安課から生活環境課に名称変更し、環境犯罪に対する取組を強化しており、今後も厳正な取締りをしていきます。(図2-3-15)

図2-3-15 警察において検挙した
廃棄物処理法違反件数



施策の展開

1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の取組

ア 一般廃棄物(ごみ)処理対策

平成11年3月に策定した「長野県ごみ処理広域化計画」は、平成9年5月に、厚生省（当時）の通知を受け、「施設整備により時代の要請に応える安全なごみ処理を全県的に普及させる」とこと、「ごみの排出抑制・リサイクルによるごみ減量化を推進し循環型社会へ転換を図る」ことが必要と考え策定しました。表2-3-7のとおり、ごみ焼却施設の13施設への集約と、ダイオキシン類排出量の98.7%削減を目指していますが、平成24年度の実績において目標値を上回る削減率を達成しています。

表2-3-7 ダイオキシン類年間総排出量予測

| 年 度 | H10 (計画策定時) | H31 (目標値) | H24 (最新実績) |
|----------------------|----------------|--------------|---------------|
| ごみ焼却施設数 | 33 | 13 | 25 |
| ダイオキシン類年間総排出量(g-TEQ) | 26.79 | 0.341 | 0.248 |
| ダイオキシン類排出削減率(%) | — | 98.7 | 99.1 |

(資源循環推進課調べ)

平成24年度、県内市町村がごみ処理にかけた経費は約224億円で、県民1人当たりでは、約10,400円負担したことになります。(図2-3-16)

県では、市町村のごみ処理施設整備の支援や、立入検査等による適正な維持管理の確認を実施しています。

イ 一般廃棄物(し尿)処理の対策

市町村のし尿処理施設・汚泥再生処理センターの整備を支援するとともに、立入検査等により適正な維持管理の確認を実施しています。

(2) 産業廃棄物の取組

ア 産業廃棄物処理対策

(ア) 排出事業者処理責任の徹底

排出事業者は自らの責任の下に、産業廃棄物を適正に処理する義務があります。

排出事業者が産業廃棄物の処理基準に従い自ら処理し、又は委託基準に従い処理を委託するよう指導しています。特に委託の場合、許可を受けた処理業者への委託、書面による委託契約の締結、処理状況の確認の必要性などを重点的に指導しています。

また、処理が適正に行われるため必要な措置をとるべきことを排出事業者に周知し、併せて産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)*の適正な使用の指導や、偽造・不適正処理の防止などに有効な電子マニフェスト制度の紹介等を行っています。

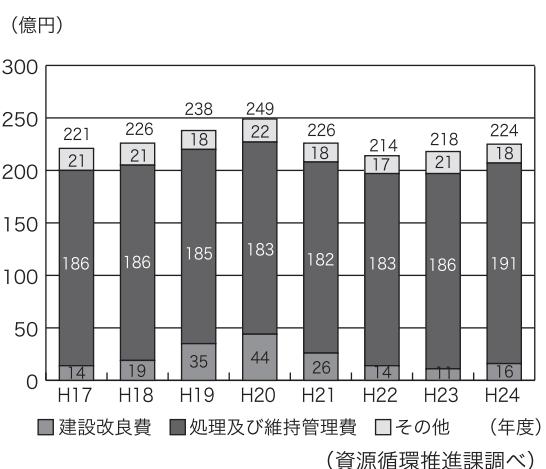
(イ) 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が優良な処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備するために「優良産廃処理業者認定制度」を実施しています。

廃棄物処理業者からの任意の申請に基づき、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮への取組」、「電子マニフェストへの対応」及び「財務体質の健全性」の観点から設定した優良基準に適合するかを県が確認します。適合が確認された産業廃棄物処理業者は、優良産廃処理業者である旨が許可証に記載され、県のホームページにおいても業者名が公表されます。

平成26年3月31日現在で、優良産廃処理業者は表2-3-8のとおり76社120件となっています。

図2-3-16 ごみ処理経費の推移と内訳の推移



(資源循環推進課調べ)

* 産業廃棄物管理票(マニフェスト) → p.188

表2-3-8 優良産廃処理業者認定制度の認定業者の件数

(平成26年3月31日現在) (件)

| 区分 | 収集運搬業 | 処分業 | 計 |
|-----------|---------|--------|---------|
| 産業廃棄物 | 69(11) | 13(12) | 82(23) |
| 特別管理産業廃棄物 | 33(6) | 5(4) | 38(10) |
| 計 | 102(17) | 18(16) | 120(33) |

(資源循環推進課調べ)

(注) 長野市分を除く。 () 内は県内の産業廃棄物処理業者の件数

(イ) 産業廃棄物処理施設の確保

「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」は、産業廃棄物処理業や廃棄物処理施設の設置の許可申請などに先立ち事業計画協議を行うよう規定しています。この制度は、事業計画者と関係住民などが開かれた場において十分に協議するもので、それを通じて事業計画をより良いものとし、事業計画者と関係住民との合意形成を図るものです。

また、廃棄物の処理を行う者は、「廃棄物処理施設の設置、変更又は維持管理に当たり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について十分配慮し、関係住民との良好な関係を構築するよう努めなければならない」とも規定しています。

これらの規定を適切に運用し、地域の理解の下、必要量に見合った廃棄物処理施設の設置が図られるよう、事業者に対して指導しています。

(II) 広域移動の適正化

産業廃棄物の県内への流入量・県外への流出量の推移は図2-3-17のとおりであり、県外への流出量が流入量を上回っている状況にあります。

この産業廃棄物の広域移動については、その適正化を図るため、平成3年5月から「県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議制度」を設けています。

県外で排出された産業廃棄物を県内で最終処分しようとする場合に、あらかじめ、排出事業者から地方事務所に協議してもらい、分別・減量化・資源化・再利用が適正に行われているかなど、適正処理を図る上で支障がないことを確認した上で、最終処分するよう指導しています。

イ 公共関与による処理施設整備

長野県廃棄物処理計画（第三期）では、前処理計画（第二期）の基本的な考え方を踏襲し、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区に取得した用地の適正な管理体制を継続するものとしました。

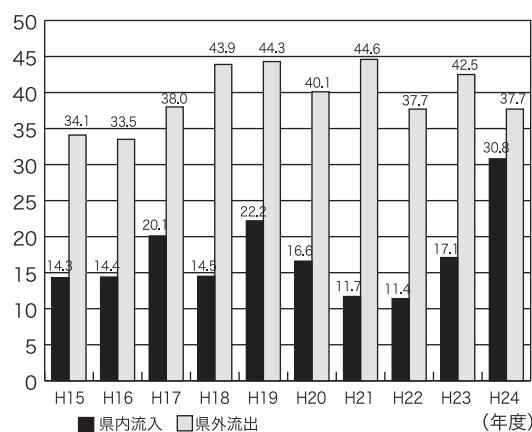
ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル(PCB)*は、電気絶縁性が高く、熱で分解されにくいことなど化学的に安定した性質を有することから、電気設備や電気機器の絶縁油などに広く使用されてきましたが、「力ネミ油症事件」を契機に昭和49年に製造や使用が禁止され、以来、廃止されたPCB使用機器は、長年にわたり、PCB廃棄物として保管されてきました。

このPCB廃棄物の処理を推進するため、国では、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）」を制定するとともに、平成15年には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定し、全国5ヶ所の広域処理施設において、PCB廃棄物の処理を進めています。

図2-3-17 産業廃棄物の流入・流出量の推移

(万t)



(資源循環推進課調べ)

* ポリ塩化ビフェニル (PCB) → p.190

県内の事業所などで保管されているPCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が、北海道室蘭市に建設した広域処理施設において処理が行われています。当該処理施設は、平成20年5月から処理を開始し、県内のPCB廃棄物は平成35年度までの間に処理される計画となっています。

なお、PCB特別措置法によるPCB廃棄物の保管状況等届出書に基づく、県内の保管事業場の状況は、表2-3-9のとおりです。

表2-3-9 PCB廃棄物の保管状況

| 廃棄物の種類 | 長野県（長野市含む） (H25.3.31現在)（速報値） | | 全国 (H24.3.31現在) | |
|-----------|---------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| | 保管事業場数 | 保管量 | 保管事業場数 | 保管量 |
| 高圧トランス | 212 | 618台 | 7,439 | 30,633台 |
| 高圧コンデンサ | 911 | 2,783台 | 37,135 | 204,580台 |
| 低圧トランス | 8 | 301台 | 777 | 36,752台 |
| 低圧コンデンサ | 73 | 24,576台 | 4,084 | 1,705,610台 |
| 柱上トランス | 15 | 26,289台 | 301 | 1,656,450台 |
| 安定器 | 230 | 75,428台 | 15,925 | 5,906,205台 |
| P C B | 4 | 535kg | 335 | 137t |
| P C Bを含む油 | 47 | 46,048kg | 3,587 | 87,799t |
| 感圧複写紙 | 10 | 5,373kg | 366 | 710t |
| ウエース | 22 | 2,910kg | 2,556 | 682t |
| 汚泥 | 5 | 1,234,821kg | 413 | 20,977t |
| その他機器等 | 461 | 11,374台 | 16,600 | 520,129台 |

（資源循環推進課、環境省調べ）

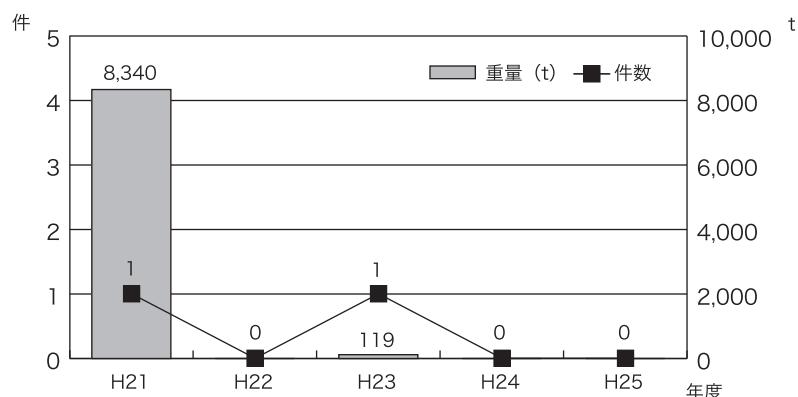
2 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

（1）不法投棄の状況

県内において廃棄物の量が10t以上の大規模な不法投棄の発見状況については、近年は1件以内で推移しています。（図2-3-18）

平成20年度には小諸市、南佐久郡佐久穂町において、平成21年度には上高井郡高山村において、平成23年度には茅野市において大規模な不法投棄が発見されています。

図2-3-18 10t以上の産業廃棄物不法投棄発見の推移



（資源循環推進課調べ）

(2) 立入検査の状況

廃棄物の不適正処理を防止するために、排出事業者や処理業者に対して、現地機関、あるいは資源循環推進課が合同で立入検査を実施しています。

平成25年度の結果は表2-3-10のとおりで、このうち主な改善指示項目は図2-3-19のとおりです。

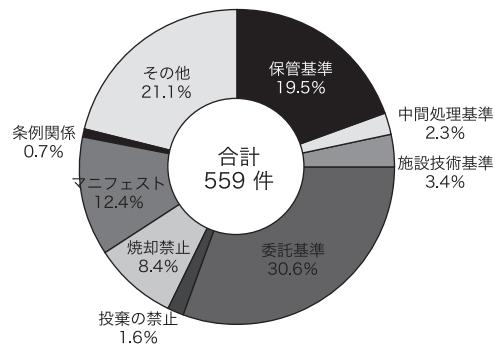
また、産業廃棄物運搬車両の点検指導を実施しており、平成25年度は、主要道路8地点で計99台を点検し、9台の車両に対して指導を行いました。

表2-3-10 立入検査件数と指示件数

| (平成25年度) | | |
|---------------|--------|------|
| 区分 | 立入検査件数 | 指示件数 |
| 産業廃棄物排出事業者 | 3,986 | 194 |
| 産業廃棄物処理施設 | 2,995 | 13 |
| 産業廃棄物処理業者 | 3,545 | 121 |
| 自動車リサイクル法関連業者 | 505 | 15 |
| 一般廃棄物処理施設 | 960 | 1 |
| 小型焼却炉 | 183 | 6 |
| 土地所有者等 | 859 | 4 |
| 工事発注事業者 | 15 | 0 |
| 計 | 13,048 | 354 |

(資源循環推進課調べ)

図2-3-19 改善指示項目の内訳



(資源循環推進課調べ)

(3) 適正処理の確保

廃棄物の排出事業者及び処理業者における不適正処理を防止し、生活環境の保全を図るとともに廃棄物処理に対する県民の信頼確保のため、迅速かつ厳正な監視指導に努めており、そのための体制を堅持しています。(表2-3-11)

表2-3-11 監視体制の推移

| 年 度 | | H20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | (人) |
|--------------|------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 資源循環 推進課課 | 廃棄物監視員 | 7 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| | (地方事務所駐在) | 4 | | | | | | | |
| | 廃棄物指導員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | (地方事務所駐在) | 4 | | | | | | | |
| 現地機関 | 廃棄物監視員 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | 廃棄物指導員(行託) | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 合 計 | | 28 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | |

(資源循環推進課調べ)

平成13年度からは全保健所に廃棄物監視員を配置し、更に平成15年度からは事務を地方事務所に移管し、現地の業務体制を充実しました。県庁においては、平成14年度から廃棄物対策課に廃棄物監視指導室を付置し、平成17年9月1日から、同室を廃棄物監視指導課に改編、組織体制の充実と監視・指導体制を強化しました。また、平成21年4月1日からは、4地方事務所に設置していた廃棄物広域監視指導班に代えて、10地方事務所に廃棄物指導員を配置し、監視員と指導員の複数による監視・指導体制としています。

そして、平成26年4月1日からは、廃棄物の許認可から監視体制までを一体的に推進し、循環型社会の構築を図るため、廃棄物対策課と廃棄物監視指導課を資源循環推進課に改編しました。

市町村との連携においても、産業廃棄物処理業者などへの対応を強化するために市町村職員を県職員に併任発令し、立入検査権を付与する「市町村職員の県職員併任制度」を平成17年7月から導入しました。平成25年度は、44市町村と協定を締結し、150名の職員に併任発令を行いました。

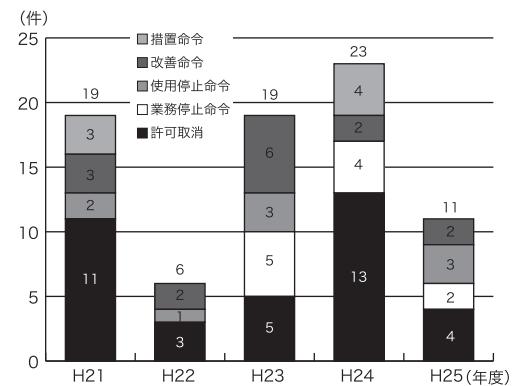
法違反に対しては、許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しています。平成25年度は4件の許可取消しを含む11件の行政処分を行っており、今後も迅速かつ厳正な行政処分により、適正処理を推進していきます。(図2-3-20)

(4) 放置廃棄物の撤去指導

放置廃棄物については、行為者・原因者に対する撤去指導を行うとともに、行為者が不明、倒産又は資力がないなどの場合、併せて排出者等に対しても撤去指導を行い、その責任を追及しています。

長年にわたり大量の廃棄物が放置されたままとなっている箇所については、廃棄物の状況調査により判明した排出者に協力を求めるとともに、土地管理者や市町村、地元住民の方々の協力をいただき一部撤去を行いました。

図2-3-20 行政処分の推移



(資源循環推進課調べ)

地域における特色ある取組

～南信州におけるレジ袋削減の取組（レジ袋削減推進事業）～

○「南信州レジ袋削減推進協議会」の設立

循環型社会の形成と地球温暖化防止に向け、環境にやさしい生活様式への転換を図るきっかけとして、レジ袋の削減を事業者、消費者（関係団体）及び行政が協働し、地域一丸となって推進することを目的に設立しました（平成20年7月17日）。

○取組内容

「レジ袋辞退率を平成26年9月までに95%以上とする。」という目標（設立時は「平成23年9月までに80%以上」）を掲げ、協議会構成員である事業者、消費者（関係団体）及び行政が役割を分担し取り組んでいます。趣旨に賛同し、協議会に登録した店舗へは、「レジ袋削減取組の店」登録証及びステッカーを交付し、登録店舗は、「レジ袋の廃止」「レジ袋の有料化」「レジ袋辞退者への値引き」のいずれかの取組を推進しています。

○取組成果

平成21年2月1日、南信州地域の多くの事業者においてレジ袋の有料化（無料配布中止）を一斉に開始

- 平成26年4月1日現在の登録状況

142店舗（内訳：廃止14、有料化111、値引き17）

- レジ袋辞退率の推移

34.8%（取組開始前）

84.9%（平成21年3月の実績報告）

92.6%（平成26年3月の実績報告）



○環境保全活動助成事業

協議会では、飯田・下伊那地域における環境保全活動を支援するため、「環境保全活動支援基金」を設置し、レジ袋削減の取組による寄付金等の積立を行っています。

この基金を活用して、団体による環境保全活動や子どもたちの環境活動を支援し、その活動の輪が拡大・継続していくことを目的として、助成金の交付を行っています。